

# 駐留軍施設の用地買収

## 1 基本的な考え

駐留軍施設用地として賃貸借契約をしている土地について、買収の要望が出された場合には、審査等を行った上で、予算の範囲内において買収を実施しております。

### 租税上の措置

駐留軍用地を国に売却した場合は、租税特別措置法第33条の4第1項第1号により譲渡所得金額から、5,000万円までの控除を受けることができます。

民間売買の場合は、売却収益の約20%が所得税及び住民税として課税されます。

国に売却した場合は、5,000万円まで非課税となります。



※詳細については当局の担当者へお問い合わせ下さい。

## 2 用地買収の主な流れ

### 買収の申し立て

駐留軍施設用地の売却を要望する場合は、理由等を記載した書面を沖縄防衛局に提出して頂きます

### 当該地の審査

所有権の確認等を行います

### 買収予定地の鑑定評価

不動産鑑定評価を行い、買収予定土地の適正な買収価格を決定します

### 契 約

買収価格について、土地所有者の同意を得た後、土地所有者と不動産売買契約を締結します

### 支 払

所有権移転登記を完了した後、土地代金をお支払します

連絡先：沖縄防衛局管理部  
施設取得第3課取得補償室  
電 話：098-921-8131（内線529）